

ローンカード規定（新旧対照表）

変更前(2025年8月17日まで有効)

変更後(2025年8月18日以降有効)

(カードの紛失、届出事項の変更等)

(1) カードを紛失した場合には、直ちに本人から書面によって当該カード発行店（以下「当店」という）に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる借入ならびに預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 前項の届出の前に、カードを紛失した旨電話または口頭による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、通知後速やかに書面によって当店に届出てください。

(カードの紛失、届出事項の変更等)

(1) カードを紛失した場合には、直ちに本人から書面によって当該カード発行店（以下「当店」という）に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる借入ならびに預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責に帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

(2) 前項の届出の前に、カードを紛失した旨電話、口頭またはインターネットバンキングサービスによる通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、通知後速やかに書面によって当店に届出てください。